

会員各位

一般社団法人佐野労働基準協会

会 長 藤 波 一 博



粉じん作業特別教育の開催について

粉じんを長期にわたって吸い続けると肺は組織変化を起こし、「じん肺」という病気にかかります。じん肺は適切な予防対策と健康管理が特に重要となります。じん肺の減少を図るためには、事業者の努力に加えて、作業に携わる一人一人も粉じんに対する十分な知識を持つことが大切です。

事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第 59 条(労働安全衛生規則第 36 条第 29 号)、粉じん障害防止規則第 22 条により、所定の特別教育を修了した者でなければ就かせてはならないことになっております。

これらを踏まえ、当協会では、事業者に代わり講師を招き「粉じん作業特別教育」を開催することと致しました。この機会に、多数受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和 5 年 3 月 1 日(水) 午前 9 時 (8 時 50 分受付)～午後 3 時
 2. 場 所 佐野市勤労者会館 (佐野市浅沼町 796 TEL0283-21-1830)
 3. 受講料等 ¥6,880— (受講料¥6,000 税込・テキスト代¥880 税込)
 4. 申込方法 令和 5 年 2 月 10 日(金)までに、受講料を添えて別紙申込書により下記に申し込み下さい。(銀行振り込み希望の場合連絡して下さい。)
- 一般社団法人佐野労働基準協会 佐野市富岡町 1296-3 TEL24-6470
5. 定 員 30 名(定員になり次第締め切ります。)
 6. そ の 他 (1)一度払い込んだ受講料は、原則としてお返しできません。(テキストはお渡し致します)
(2)受講料はつり銭のないようお願い致します。

厚生労働省

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令の施行について

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 19 号。以下「改正省令」という。)が公布され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されました。

改正内容は、屋外におけるアーク溶接作業と屋外における岩石等の裁断等作業においても、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあることが認められたことから、屋外におけるアーク溶接作業を粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号)及びじん肺法施行規則(昭和 35 年労働省令第 6 号)の規定が適用される粉じん作業とし、また両者を呼吸用保護具の使用を要する作業とするものです。